別紙様式第３

不正使用防止計画の実施状況表

学群（部）

学科・室（課）

項目	内容	実施・確認日				成果・留意事項
		1/四	2/四	3/四	4/四	
執行状況の確認	随時競争的研究資金の執行状況を確認し、著しく執行が遅れていると認める場合は、教職員に対し、理由を確認のうえ、必要に応じて改善を指導する。					
コンプライアンス教育の実施	不正防止対策室の支援を受け、コンプライアンス教育を実施し、教職員に対し行動規範の周知徹底を図り、コンプライアンス意識の向上を促す。その際、関係教職員から不正使用を行わない旨の誓約書を提出させる。					
物品発注検収の適正な実施	大学校の物品発注、検収は、原則として大学校の会計に関する職務権限規程に規定する権限者が購入依頼に基づき行う。					
旅費の事実確認	出張が完了した後には、出張報告書の提出を徹底するとともに、用務の内容に応じて、出張の確認を客観的に判断するための書類を添付する。					
謝金等の事実確認	研究補助者などを雇用する場合、コンプライアンス推進責任者等は定期的に勤務状況の確認を実施することとし、必要に応じて業務内容についてヒアリングを実施する。 講演会等を実施する際の講師等への謝金については、実施済報告書に開催したことの確認ができる資料を添付することとし、必要に応じてコンプライアンス推進責任者等は講演会等の実施状況の確認を行う。					
取引業者への注意喚起	取引業者に規則を遵守し不正に関与しない旨の誓約書を契約締結時に提出。また不な取引を行った業者について、「装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等の要領について（通達）」（防経装第 10622 号）」に準拠し、取引停止の措置を講じる。					

項目	内容	実施確認日				成果・留意事項
		1/四	2/四	3/四	4/四	
監査体制の強化	適正な事務の執行を行うため、総務課会計課による内部監査を定期及び随時実施する。					
研究者等への法令遵守の徹底	不正防止対策室は競争的研究資金の不正防止のためのハンドブックを作成する。 大学校の関連規則の内容について、周知徹底を図るための説明会研修会等をコンプライアンス推進責任者等と連携し開催する。					
不正防止計画の不断の点検見直し	不正防止計画は、文部科学省等からの情報提供、大学校や他大学における不正事例の対応、検証結果等を参考に不断の点検と見直しを行う。	←→ 通年				